



第7章 災害廃棄物

第1節 令和2年7月豪雨災害の概要

令和2年7月6日、今までに経験したことのない豪雨が市内を襲い、観測史上最大の雨量を観測しました。

この豪雨は、「令和2年7月豪雨」と命名され、大牟田市をはじめ全国各地で甚大な被害が発生したことから、災害救助法が適用されるとともに、特定非常災害及び激甚災害に指定されました。

第2節 災害廃棄物（片付けごみ）の処理

この大雨による住宅の浸水被害は、三川地区を中心に1,400軒以上に及び、浸水の解消に伴い、被災家屋等から一度に大量の家具や電気製品、畳などの災害廃棄物が発生しました。

令和2年7月豪雨に伴い発生した大量の災害廃棄物は、市内4か所に設置した仮置場で受け入れ、市の処理施設だけでなく近隣自治体や民間の処理施設の支援を受けて処理を行いました。

なお、仮置場での災害廃棄物の受入れは、令和2年9月30日で終了し、その後は、大牟田・荒尾RDFセンター及びリサイクルプラザで継続して受け入れ、令和3年度は、約7トンの災害廃棄物を処理しました。

第3節 被災家屋等の公費解体

生活環境保全上の支障の除去を図るとともに、被災者の生活再建を支援するために実施した公費解体制度（公費解体及び費用償還）に基づき、被災家屋等の解体及び撤去を行い、令和2年度中に全ての解体・撤去が終了しなかったことから令和3年度にも継続して事業を実施しました。

また、令和3年2月26日で申請受付を終了しましたが、り災証明書の発行期間が1年であることなどを考慮し、令和3年4月から、再度、費用償還による申請を受け付けました。

1 公費解体制度について

表 7-3-1 公費解体制度の概要・対象となる建物

	公費解体	費用償還（自費解体）
制度概要	損壊した家屋等の所有者等の申請に基づき、市が所有者等に代わって解体及び撤去する制度	損壊した家屋等について、自らの費用負担によって解体及び撤去を行った所有者等に対し、市が定める基準額の範囲内で、解体及び撤去に要した費用を償還する制度
対象建物	○ り災証明書（市長が発行するものに限る）において、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の認定を受けたもの ○ 被災証明書の交付を受け、市の認定調査により「半壊」と同程度以上で、生活環境保全上の支障があり、解体の必要があると認められたもの	

2 申請及び解体・撤去の状況

(1) 申請の状況

令和2年9月15日から令和3年2月26日まで、公費解体及び費用償還の受付を行いました。公費解体は最終的に138件を解体の対象とし、費用償還は82件の申請を受け付けました。

また、り災証明書の発行期間が1年であることを考慮し、令和3年4月15日から、再度、費用償還による申請の受付を開始し、21件の申請を受け付けました。

(2) 解体・撤去等の実績

令和2年度に申請を受け付けた分は、令和2年度中に全ての解体・撤去が終了しなかったことから、令和3年度も継続して事業を実施しました。

令和2年度に受け付けた分については、令和3年6月末までに全ての解体・撤去及び申請者へ解体費用の償還を完了しました。

また、令和3年度に受け付けた費用償還分については、令和4年1月末までに全ての申

請者へ解体費用の償還を完了しました。

表 7-3-2 公費解体及び費用償還の実績（件）

	令和 2 度受付分		小計	令和 3 度受付分	合計
	令和 2 度実施分	令和 3 度実施分			
公費解体	41	97	138	—	138
費用償還	55	27	82	21	103
合計	96	124	220	21	241

（3）解体廃棄物の処理等

公費解体による被災家屋等の解体・撤去では、多くの種類の解体廃棄物が大量に発生することが予想されたことから、令和 2 年 11 月から諏訪公園西側駐車場に設置した仮置場に搬入し、解体廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行いました。

なお、仮置場の管理・運営、廃棄物の搬出・運搬及び処分業務を一元的に管理するため、一括して民間の事業者へ委託しました。

令和 3 年 7 月 3 日には、仮置場からの解体廃棄物の搬出が全て終了したことから、原状回復工事を実施後、8 月 1 日からは諏訪公園西側駐車場としての利用が再開されました。